

## 平成 21 年度の検討における方針・課題（案）

### 1. 検討に当たっての考え方

#### （1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方とする。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

#### （2）提案募集について

契約類型の追加、修正等の参考とするため、本年度と同様に、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

#### （3）検討の進め方

本年度に引き続き、環境配慮契約法基本方針について検討することを目的とした有識者による検討会（環境配慮契約法基本方針検討会）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。

また、本年度に引き続き、検討会の下に契約類型ごとのワーキンググループまたは懇談会を設置し、学識経験者、業界団体、事業者、関係機関等に参画を依頼し、追加または修正等の検討を実施する。

同時に、各府省庁等の調達担当者との意見交換を適宜実施する。

検討に当たっては、(1)の提案募集結果や、従前の検討経緯等を踏まえることとする。スケジュールは資料6参照。

## **2. 現行契約類型の修正等**

### **(1) 電気の供給を受ける契約**

電気事業者が取得した京都メカニズムのクレジットについては、現行の基本方針解説資料において「国等において把握できる係数として適切と認められるものについては、その結論を受け、環境配慮契約法に基づく契約において京都メカニズムのクレジットを織り込む方策について検討することとする」とされており、また、平成19年3月に閣議決定された政府実行計画においては、他人から供給される電力の使用に係る温室効果ガスの排出量を算定するために、電力の温室効果ガス排出原単位（排出係数）については地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」における算定方法と同様の方法を採用している。

政府実行計画上の排出係数の取り扱いについては、平成21年度以降に検討される予定であるため、その検討状況等を踏まえつつ、環境配慮契約法に基づく契約に使用する排出係数についても検討を実施する。

### **(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約**

平成19年7月の省エネ法トップランナー基準の改正により、ガソリン及びディーゼル乗用車等については、2015年度燃費基準を同一区分として扱うこととされている。このため、平成21年度においては、ディーゼル自動車の普及状況を勘案しつつ、ガソリン自動車とディーゼル自動車を同一の評価式に基づき評価し、契約の相手方を選定する総合評価落札方式の導入が可能か、検討が必要と考えられる。

さらに、現時点においては、プラグインハイブリッド自動車や電気自動車に係る燃費の考え方について定まっていない状況にあるが、これらの自動車が市場に順次投入される中、来年度以降、こうした自動車を可能な場合は同一に扱うことについて引き続き検討を行っていくことが必要と考えられる。そのためには、複数車種間の環境性能を同一に評価できる指標（例えば単位走行距離当たりの温室効果ガス排出量（g-CO<sub>2</sub>/km））についての考え方を、関係省庁における議論等を踏まえ、整理する必要があると考えられる。なお、温室効果ガス排出量に係る評価指標の導入の検討に当たっては、当該指標の評価対象とする範囲<sup>1</sup>、評価値の算定方法等を併せて検討する必要がある。

---

<sup>1</sup> 例えば Well-to-Wheel（一次エネルギーの採掘から走行まで）、Tank-to-Wheel（燃料タンクから走行まで）などの評価範囲が想定される。

### **3. 新規契約類型の追加**

#### **(1) OA 機器の購入等に係る契約（継続検討事項）**

OA 機器（コピー機等、プリンタ等）の調達については、本年度 OA 機器ワーキンググループで検討を行った結果、台数指定を行わず求める性能を規定した発注による OA 機器の調達（以下「最適配置等を考慮した機器調達」という。）の必要性をはじめ、購入及び賃貸借等に係る契約に関する枠組みについて一定の合意を得たところである。しかしながら、「発注において入札に参加する者に提示すべき情報の整理」「最適配置を行った際の作業能率確保の考え方の整理」「現状の OA 機器の使用実態の把握」等の課題があり、最適配置等を考慮した機器調達を平成 21 年度の調達から直ちに導入することは時期尚早との指摘があった。

そのため、来年度は、最適配置等を考慮した機器調達方式の導入に向けた準備等のために国及び独立行政法人等は OA 機器実態調査を行うこととし、また、当該調査を踏まえつつ、調達担当者との意見交換を実施しながら、引き続き検討を進めることとする。

#### **(2) 船舶の調達に係る契約（継続検討事項）**

船舶懇談会における基本的な認識として、地球温暖化対策の重要性、船舶分野での対応の必要性を共有した。また、船舶からの温室効果ガス等の排出削減を図るため、技術やノウハウの評価等契約方式の工夫の仕方に関し、今後も継続して検討していくことについて合意が得られた。

一方、設計事業者の少なさ等、造船業界の実状や政府が調達する船舶の特殊性等を考慮する必要があるとの指摘がなされ、また、設計・施工分離発注方式等、国の現在の調達方法に対する問題提起も多くあった。

今後は、温室効果ガス等の排出削減に配慮した船舶の調達に向けて、上記の課題を踏まえ、事業者インセンティブを付与できる等契約方式のあり方について、懇談会等により、議論を継続していく必要がある。

### **4. その他（環境配慮契約の推進に関する事項）**

#### **(1) 環境負荷低減効果について**

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

#### **(2) 環境配慮契約の推進について**

- 地方公共団体への普及・啓発及び導入促進
- 環境配慮契約の国際的な普及